

# 「介護予防・日常生活支援総合事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(美祢市指定 第3577900032号)

当事業所はご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊徳会
- (2) 法人所在地 山口県美祢市秋芳町青景1873番地
- (3) 電話番号 0837-65-2244
- (4) 代表者氏名 理事長 椎木 誠二
- (5) 設立年月日 昭和51年9月25日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 第1号通所事業(通所介護相当サービス)・令和2年4月1日指定  
美祢市3577900032号
- (2) 事業所の目的 第1号通所事業(通所介護相当サービス)は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 青景園デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 山口県美祢市秋芳町青景1873番地
- (5) 電話番号 0837-65-2244
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 竹田紀美子
- (7) 当事業所の運営方針

青景園デイサービスセンターにおいて実施する介護予防・日常生活支援総合事業は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の上でのお世話及び機能回復訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

- (8) 通常の実業の実施地域 美祢市(ただし、その他の保険者等と管理者との協議の上、必要と認められた場合はこれを妨げるものではない。)
- (9) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日・日曜日(隔週) 但し、年末・年始を除く
受付時間	月～土・日(隔週) (8:30～17:30)
サービス提供時間	月～土・日(隔週) (9:30～15:00)

- (10) 1日利用定員 10人

### 3. 当事業所の特徴

・センターは、施設に併設されており、施設のもっている機能（福祉機器、機能回復訓等）を活用するとともに、利用者が地域の人々と交流、社会参加する場を作る役割も果たしています。

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して第1号通所事業（通所介護相当サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈配置職員の職種〉

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

支援職員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

機能訓練指導員 …ご契約者の機能訓練を担当します。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	基 準	員 数	勤務体制
1・事業所長（管理者）	1名	1名	常勤兼務1名
2・生活相談員	1名	6名	常勤専従1名 非常勤兼務5名
3・介護職員	1名	6名	非常勤専従1名 非常勤兼務5名
4・機能訓練指導員	—	—	
5・管理栄養士	—	1名	常勤兼務1名

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

・当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

#### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂くことになります。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

[基本単位]

サービス利用数	週1回利用	週2回利用	上限額
要支援1	436単位/回	—	1,798円/月 (月5回以上利用)
要支援2	—	447単位/回	3,621円/月 (月9回以上利用)
介護認定なしの 事業対象者	436単位/回	447単位/回	週1回利用 1,798円 週2回利用 3,621円

[加算]

加算	単位	算定回数等
サービス提供体制加算 I	要支援 1 8 8 要支援 2 1 7 6 (事業対象者) 週 1 回 8 8 週 2 回 1 7 6	単位/月
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の 9. 2%	基本単位数に各種加算減算を行った 総単位数 (所定単位数)

※サービス提供体制加算 I は、当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 50%以上配置され、厚生労働省の定める人員基準に適合している体制が整った場合に認められる加算です。

※介護職員等改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

〈サービスの概要〉

① 食費 (食材料費及び調理費)	5 5 0 円/回
② レクリエーション・クラブ活動	
③ 送迎に関して	
・ 特別の送迎	
④ 日常生活上必要となる諸費用実費の徴収	
・ おむつ代等	
⑤ その他	

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更の事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 料金のお支払い方法

上記の料金・費用は、翌月にまとめて請求させていただきます。請求月末までに、いずれかの方法でお支払いお支払い下さい。

ア、窓口で現金支払い

イ、指定口座への振込

- ・ ご希望の方はお問い合わせ下さい

ウ、金融機関口座からの自動引き落とし

- ・ ご利用できる金融機関

○ 山口銀行

○ 山口美祢農協

○ ゆうちょ銀行

(4) 利用の中止、変更、追加

ご契約の都合により指定介護予防通所介護サービスの利用を中止、または変更、もしくは新たなサービスが利用出来ませんが、早めに事業者申し出て下さい。

## 6. 緊急時等における対応方法

- (1) 利用者の送迎の途中、事故を含む緊急事態が生じたときは、速やかに管理者に連絡し、指示に基づいて対応し、処置を行います。
- (2) 本事業所にて、利用者の病状の急変及び緊急事態が生じたときは、速やかに管理者及び主治医等に連絡し、その指示に基づいて看護職員等は応急の手当てを行うとともに適切な対処を行います。
- (3) 管理者は、利用者の緊急事態が発生した場合、速やかに利用者の家族、保険者等に連絡をします。
- (4) 管理者は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに関係機関に報告をするとともに、必要な措置を講ずるものとします。

## 7. 非常災害時対策

- (1) 本事業者は、防災に関する具体的計画を立てるとともに、その非常災害に備えるため定期的に避難・救出など、その他必要な防災訓練を行います。
- (2) 介護保険施設と併設のため防火管理者は兼務し、非常時職員体制および消防計画等についても相互協力のもと、職員に避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し周知徹底を図ります。

## 8. 苦情の受付について（契約書第12条参照）

- (1) 事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談担当者 主任 生活相談員 篠田 祐子（青景園デイサービスセンター）

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

青景園デイサービスセンター	所在地 山口県美祢市秋芳町青景1873 電話番号 0837-65-2244 FAX 0837-65-2245 受付時間 午前8時30分～5時30分
美祢市 市民福祉部 市民課 介護保険班	所在地 山口県美祢市大嶺町東分326-1 電話番号 0837-52-5229 FAX 0837-52-1490 受付時間 午前8時30分～5時15分
山口県国保団体連合会	所在地 山口市朝田1980番地の7 電話番号 083-995-1010 FAX 083-934-3665 受付時間 午前8時30分～5時00分

## 9. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

- ・調査、意見箱等利用者の意見等把握する取組 あり
- ・福祉サービス第三者評価の実施 なし ・結果の公表 なし
- ・その他機関による第三者評価の実施 なし ・結果の公表 なし

## 10. 身体拘束の禁止および虐待防止のための措置

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。万が一、利用者または他の利用者、職員等の生命もしくは身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の【身体拘束に関する同意書】に同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束ができるものとする。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- (3) 利用者の人権擁護、虐待防止の為、基本指針に沿った措置をおこなうものとする。